

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年3月28日(2013.3.28)

【公表番号】特表2012-524043(P2012-524043A)

【公表日】平成24年10月11日(2012.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2012-041

【出願番号】特願2012-505160(P2012-505160)

【国際特許分類】

C 0 7 D 401/14 (2006.01)
 A 6 1 P 25/18 (2006.01)
 A 6 1 P 25/28 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)
 A 6 1 P 25/00 (2006.01)
 A 6 1 P 25/14 (2006.01)
 A 6 1 P 25/24 (2006.01)
 A 6 1 P 25/16 (2006.01)
 A 6 1 P 9/10 (2006.01)
 A 6 1 P 25/22 (2006.01)
 A 6 1 P 25/30 (2006.01)
 A 6 1 P 25/32 (2006.01)
 A 6 1 P 25/36 (2006.01)
 A 6 1 P 25/04 (2006.01)
 A 6 1 P 25/20 (2006.01)
 A 6 1 P 15/00 (2006.01)
 A 6 1 K 31/4439 (2006.01)
 A 6 1 K 31/506 (2006.01)
 A 6 1 P 25/34 (2006.01)
 A 6 1 P 3/04 (2006.01)

【 F I 】

C 0 7 D 401/14 C S P
 A 6 1 P 25/18
 A 6 1 P 25/28
 A 6 1 P 43/00 1 1 1
 A 6 1 P 25/00
 A 6 1 P 25/14
 A 6 1 P 25/24
 A 6 1 P 25/16
 A 6 1 P 9/10
 A 6 1 P 25/22
 A 6 1 P 25/30
 A 6 1 P 25/32
 A 6 1 P 25/36
 A 6 1 P 25/04
 A 6 1 P 25/20
 A 6 1 P 15/00
 A 6 1 K 31/4439
 A 6 1 K 31/506
 A 6 1 P 25/34
 A 6 1 P 3/04

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月6日(2013.2.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

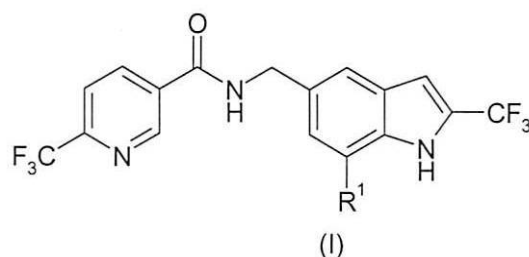
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式(1)：

【化1】



(ここで、

R¹はイミダゾリル、ピリジニルまたはピリミジニルであり、これらのいずれもがC₁₋₃アルキルおよびC₁₋₃アルコキシから独立して選択される1つの基により任意に置換されていてもよい)

の化合物またはその塩。

【請求項2】

R¹がイミダゾリル、ピリジニルまたはピリミジニルであり、これらのいずれもがメチルおよびメトキシから独立して選択される1つの基により任意に置換されていてもよい請求項1に記載の化合物またはその塩。

【請求項3】

R¹がピリジニルまたはピリミジニルであり、これらのいずれもがメチルおよびメトキシから独立して選択される1つの基により任意に置換されていてもよい請求項1または2に記載の化合物またはその塩。

【請求項4】

R¹が、メチルおよびメトキシから独立して選択される1つの基により任意に置換されていてもよいピリジニルである、請求項1～3のいずれか1項に記載の化合物またはその塩。

【請求項5】

N-[[7-[2-(メチルオキシ)-3-ピリジニル]-2-(トリフルオロメチル)-1H-インドール-5-イル]メチル]-6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジニルカルボキサミド；

N-[[7-(2-ピリジニル)-2-(トリフルオロメチル)-1H-インドール-5-イル]メチル]-6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジニルカルボキサミド；

N-[[7-(3-ピリジニル)-2-(トリフルオロメチル)-1H-インドール-5-イル]メチル]-6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジニルカルボキサミド；

N-[[7-(4-ピリジニル)-2-(トリフルオロメチル)-1H-インドール-5-イル]メチル]-6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジニルカルボキサミド；

N-[[7-(5-ピリミジニル)-2-(トリフルオロメチル)-1H-インドール-5-イル]メチル]-6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジニルカルボキサミド；

N-[[7-(2-メチル-3-ピリジニル)-2-(トリフルオロメチル)-1H-インドール-5-イル]メチル]-6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジニルカルボキサミド；

N-[[7-(4-メチル-3-ピリジニル)-2-(トリフルオロメチル)-1H-インドール-5-イル]メチル]-6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジンカルボキサミド；

N-[[7-[6-(メチルオキシ)-3-ピリジニル]-2-(トリフルオロメチル)-1H-インドール-5-イル]メチル]-6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジンカルボキサミド；および

N-[[7-(1-メチル-1H-イミダゾール-2-イル)-2-(トリフルオロメチル)-1H-インドール-5-イル]メチル]-6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジンカルボキサミド；

から選択される化合物またはその塩。

【請求項 6】

上記の塩が医薬的に許容される塩である、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の塩。

【請求項 7】

医薬として用いるための、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の化合物またはその医薬的に許容される塩。

【請求項 8】

精神病性障害の治療に用いるための、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の化合物またはその医薬的に許容される塩。

【請求項 9】

精神病性障害が統合失調症である、請求項 8 に記載の化合物またはその医薬的に許容される塩。

【請求項 10】

認知障害の治療に用いるための、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の化合物またはその医薬的に許容される塩。

【請求項 11】

精神病性障害の治療用医薬の製造における、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の化合物またはその医薬的に許容される塩の使用。

【請求項 12】

精神病性障害が統合失調症である、請求項 11 に記載の使用。

【請求項 13】

認知障害の治療用医薬の製造における、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の化合物またはその医薬的に許容される塩の使用。

【請求項 14】

a) 請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の化合物またはその医薬的に許容される塩および b) 1 以上の医薬的に許容される担体または賦形剤を含む医薬組成物。